

平成二十二年十月十二日受領  
答 弁 第 一 〇 号

内閣衆質一七六第一〇号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁による報道機関への情報の漏洩等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁による報道機関への情報の漏洩等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の記事については承知しているが、一般論として申し上げれば、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはないものと承知しており、御指摘の調査を行うことは考えていない。

六及び七について

御指摘の記事についてはいずれも承知しているが、一般論として申し上げれば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分に尊重しながら、例えば、検察当局が特定の事件について関係箇所を搜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じさせるおそれがある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じて抗議するなどの対処をしているものと承知している。